

公益財団法人 OHK スポーツ振興財団役員等報酬規程

(理事の報酬)

第1条 理事の報酬は常勤、非常勤ともに無報酬とする。

(監事の報酬)

第2条 監事の報酬は常勤、非常勤ともに無報酬とする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員の報酬は常勤、非常勤ともに無報酬とする。

(その他)

第4条 この規程は、評議員会の決議により変更することができる。

附則

この規程は、公益財団法人 OHK スポーツ振興財団の設立登記のあった日から施行する。